

# 台東区部活動ガイドライン

平成31年4月  
台東区教育委員会

# 目 次

I	はじめに .....	2
II	部活動の意義と位置付け .....	3
1	部活動の意義・目的 .....	3
2	学校教育の一環としての部活動 .....	3
3	台東区の現状と課題 .....	4
III	円滑な部活動経営ができる学校体制を目指す .....	5
1	学校における活動方針及び活動計画について .....	5
2	練習について .....	5
3	休養日及び活動時間の設定について .....	5
IV	生徒の好ましい成長につながる指導を目指す .....	7
1	指導者について .....	7
2	生徒の自主的・自発的な取組について .....	8
3	体罰等の防止について .....	8
V	外部指導員及び保護者との連携 .....	10
1	外部指導員との連携について .....	10
2	保護者との連携について .....	11
VI	安全管理と事故防止 .....	12
1	安全管理と事故防止について .....	12
2	事故の対応について .....	13
VII	その他 .....	15
1	部活動の開設、休部・廃部について .....	15
2	部活動実施計画表及び実績報告書（書式例） .....	16

## I はじめに

顧問教員の方々には、日頃から熱心な指導を通して、生徒の心身の育成に大きく寄与していただいております。近年においては限られた時間の中での効果的な指導方法の工夫や、適切な休養日の設定に取り組んでいただいておりますことに感謝申し上げます。

今日、学校教育には社会からの要請による多様な教育課題への対応等が求められており、教員の働き方に対する改革の推進が喫緊の課題となっております。教員の多忙化の要因の一つとして、部活動の在り方が、様々な会議等で検討されており、平成30年3月にスポーツ庁より「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」が示されました。このことを踏まえて台東区教育委員会では、これまで運動部活動の指針となっていた、「運動部活動での指導のガイドライン（平成25年5月 文部科学省）」や「運動部活動の在り方に関する方針（平成30年4月 東京都教育委員会）」を基に、生徒が授業とは異なる集団の中で社会性を身に付けるとともに、顧問教員にとっても一層のやりがいを感じ、家庭や地域社会から信頼される部活動指導を展開していくために、文化系を含めた部活動の在り方に関する方針を作成しました。

この方針は、生徒・保護者及び地域からより信頼されるような部活動を推進するための一定の基準であり、顧問教員の部活動に対する取組を支えることを目的としております。

また、本方針が業務改善の一助となり、生徒と向き合う時間の確保や、教材研究、そして日々の顧問教員の部活動を含む教育活動の充実に結び付けられればと考えております。

今後も、国や東京都の動向を踏まえて検証しつつ、見直しを図る予定です。

各学校におきましては、校長先生を中心とした部活動の運営に際し、本方針に則り、一層の活動の充実と生徒の健やかな心身の育成を図っていただきますよう、よろしくお願いいたします。

平成31年4月  
台東区教育委員会

## II 部活動の意義と位置付け

### 1 部活動の意義・目的

学校教育における部活動は、スポーツや文化・芸術活動に興味・関心をもった生徒が、顧問教員などの指導の下に、互いに教え合ったり励まし合ったりして楽しさや喜びを味わうことができる教育活動であり、豊かな人間関係づくりと明るく充実した学校生活において、効果的な活動であると考えます。

また、部活動を通して、生徒は高い水準の技能の習得や体力の向上を目指し、規範意識や社会性、自主性を高めることで豊かな人間性が育まれ、やりがいを感じ、学校生活全体を充実させることができます。

しかしながら、近年、部活動の運営にも変化が出てきています。顧問教員の専門性に関する問題、顧問教員の年齢の二極化、教員の負担感などの問題が挙げられ、外部指導者の効果的な活用や連携が検討されています。また、部員確保の問題や、学校規模による部活動の開設数に関する問題もあります。そうした中で生徒や保護者のニーズの多様化などに対応しきれないことも課題となっています。

部活動の指導に当たっては、適切な指導の下に、自発的・自主的な活動が展開されるよう配慮することが大切です。そのためには、生徒の好ましい成長につながる指導や、個性の尊重と柔軟な運営に留意し、休養日や練習時間を適切に設定する必要もあります。

また、教員だけでなく、家庭や地域社会の力をお借りして、必要に応じて外部指導者を依頼したり、さらに地域活動団体との関連を図ったりするなど、生徒の興味・関心等に応じた活動が行われるよう、配慮することも必要であると考えています。

### 2 学校教育の一環としての部活動

平成33年4月より全面実施となる中学校の新学習指導要領では、第1章総則で部活動について、「学校教育が目指す資質・能力の育成に資するもの」、「持続的な運営体制の整備」が追加され、以下のとおり規定しています。

○中学校 新学習指導要領における部活動の位置付け

第1章総則

第5 学校運営上の留意事項

1 教育課程の改善と学校評価、教育課程外の活動との連携等

ウ 教育課程外の学校教育活動と教育課程の関連が図られるように留意するものとする。特に、生徒の自主的、自発的な参加により行われる部活動については、スポーツや文化、科学等に親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等、学校教育が目指す資質・能力の育成に資するものであり、学校教育の一環として、教育課程との関連が図られるよう留意すること。その際、学校や地域の実態に応じ、地域の人々の協力、社会教育施設や社会教育関係団体等の各種団体との連携などの運営上の工夫を行い、持続可能な運営体制が整えられるようにするものとする。

### 3 台東区の現状と課題

平成30年11月に東京都教育委員会が実施した「平成30年度部活動実施状況に関する調査」では、全ての学校において平日に1日の休養日を設定しており、平日4日活動する部活動が最も多く全体の37.0%を占めております。平日の活動時間の設定については、6校が2時間程度、1校が3時間程度と設定しており、部活動ごとの平日一日当たりの平均活動時間は2時間未満が最も多く全体の67.9%を占めており、3時間を超える活動をする部活動はありませんでした。

また、6校において土日に1日の休養日を設定しており、土日に活動しない、又はいずれか1日活動する部活動は89.0%でしたが、土日両日共に活動する部活動が4.9%ありました。土日の活動時間の設定については、1校が3時間程度、5校が4時間程度と設定しており、1校は設定しておりません。部活動ごとの土日一日当たりの平均活動時間は3時間以上4時間未満が最も多く全体の35.9%を占めており、4時間以上5時間未満が30.8%で、5時間を超える部活動もありました。

既に各学校においては、休養日や活動時間は適切に設定されているが、各種大会・招待試合やコンクール等（以下「大会等」という。）直前の土日や祝日（以下「週休日等」という。）に目標の大会等に向けて活動量を増やす期間が必要となるという学校の実態が考えられることから、週当たりの基準だけではなく、月当たり、2か月当たり、学期当たり、年間を通してなどの目安が必要であると考えます。

また、教員の負担軽減にもつながるよう、週休日等の練習内容の工夫や、生徒の健康維持に配慮した取組が必要であると考えます。

### III 円滑な部活動経営ができる学校体制を目指す

#### 1 学校における活動方針及び活動計画について

部活動は、新学習指導要領及び解説にも学校教育の一環として、教育課程との関連に留意すべきと明記されていることから、学校の教育目標及び部活動の方針等に基づき、以下の視点で位置付けることが求められます。

- (1) 学年・学級の所属を離れ、同好の生徒をもって組織する部において共通の興味・関心を追求する活動で、学校の管理下において行います。
- (2) 全教員が部活動の意義を理解するとともに、情報を共有し、学級担任と顧問、また顧問同士が相互に理解・支援し合うなど、組織的に取り組みます。
- (3) 各学校の教育目標、学校規模・特色を生かすとともに、生徒のニーズや保護者の意向も参考にして**活動方針を設定し、公表**します。
- (4) 保護者には積極的に情報を発信し、理解を得て、互いに連携しながら活動できるよう工夫します。また、保護者の意見や願いを把握し、受け止めます。
- (5) 学校の活動方針に基づいた各部活動の**活動方針及び活動計画を作成するとともに公表し、活動時間などについて実施状況を記入し、月末には管理職の点検**を受けます。

#### 2 練習について

規律・礼儀が重んじられる精神論的な指導だけでは、生徒の好ましい成長につながるような部活動にはなりません。指導者のリーダーシップの下、精神性を重視しつつ、科学的な手法を取り入れ、決められた時間の中で効果を上げる指導も注目されています。練習などは、校長の承認の下、計画的に行うことが必要です。

本来練習は、安全面への配慮などから、指導者が常時付き添うことが基本ですが、それが難しいときは、他の顧問教員が監督するなどの、安全対策を考えていくことが必要です。

#### 3 休養日及び活動時間の設定について

生徒の心身の健全な発達や、顧問教員の負担軽減のためにも、適切に休養日を設けることが必要であり、そのため大会等への参加についても、精選が必要です。

以下に休養日及び活動時間の設定基準を示しますので、活動の計画の作成に際し、参考にしてください。

◎ 休養日及び活動時間の設定について

〈休養日の設定〉

- 学校の方針に基づいて、**週当たり2日以上**の休養日（平日1日以上、週休日等1日以上）を設けることを原則とし、**年間（年間を52週と考える）で104日（52週×2日）以上の休養日**を設け、少なくとも週休日等に**52日（52週×1日）以上**を充てる。  
〔参考〕1か月で8日以上の休養日を設け、少なくとも週休日等に4日以上を充てる。  
2か月で17日以上の休養日を設け、少なくとも週休日等に8日以上を充てる。
- 大会等の参加に向けての直前練習及び大会等の当日を除き、**週休日等いずれかに1日以上**の休養日を設ける。なお、週休日等に休養日を設けることができない場合には、校長の承認により他の週に休養日を設ける。
- 定期考査前については、生徒が家庭での学習時間を確保できるよう適切な部活動停止期間を設定する。
- 長期休業中の休養日の設定は、**学期中に準じる**。
- 長期休業中は、学校閉鎖期間の5日間又は学校閉鎖期間を含む1週間など、**ある程度長期の休養期間**を設け、生徒に十分な休養を与えるとともに、顧問教員自身もリフレッシュできる機会をつくる。

〈活動時間の設定〉

- 平日の練習時間は、朝・放課後あわせて**2時間程度**、週休日等は**3時間程度**とする。
- 平日の延長練習については、校内で決まりを作り日常化を防ぐ。
- 大会等や練習試合等においては、活動時間が3時間を超えることもあることから、直後の週の平日に休養日を設けるなど、学校生活等に支障が出ないように配慮する。
- 長期休業中の活動については、家庭での生活時間確保など、その意義を踏まえ、**学期中の週休日等に準じた扱い（原則3時間程度）**とする。

※ 練習時間とは準備や片付け、移動時間は含まないものとする。

○各種大会・招待試合・コンクール等への参加について

- (1) 生徒の発育・発達からみて、大会等に参加する回数についても配慮する。また、保護者の経済的負担や休日の家族の予定なども考慮して、計画的に参加させる。
- (2) 実施日、場所、時間、引率方法、引率者、交通手段等について、引率届等で事前に校長の承認を得る。校長が許可していないものについては、大会等に参加することができない。
- (3) 定期考査等の直前における練習及び練習試合は控える。ただし、大会等の日程等に伴い実施せざるを得ない場合については、大会等に参加する生徒のみを対象として校長の承認を得るなど、各校で規定を定めるとともに、保護者の了承を得た上で実施する。
- (4) 交通手段については、原則として公共の交通機関を利用する。

## IV 生徒の好ましい成長につながる指導を目指す

### 1 指導者について

部活動は、自発的・自主的に参加する生徒の育成と、人間形成の場として重要な役割があります。また、それを支える指導者との信頼関係により、運営されています。

そして、円滑な部の運営を目指すとき、顧問による生徒への言葉掛けは大変重要な指導であり、顧問自身が自信をもって指導することができるよう、書籍や映像等を通して、主体的に基礎知識や技術を自ら学ぶことも大切です。また、指導に関する疑問点等を、都や関係機関が開催する指導者向けの技術講習会や審判講習会等に参加するなどして解決していく方法もあります。

顧問として専門外の種目を担当する場合には、専門的な指導ができる外部指導者に依頼し、連携することも有効です。そして、指導者を可能な範囲で複数配置することで、顧問の負担を軽減するだけでなく、生徒指導、保護者対応、緊急時の対応等、様々な場面で迅速に対応することができます。

○顧問（指導者）の役割			
(1) 生徒に関わること			
・ 練習計画作成	・ 合理的な実技、技術指導	・ 生徒理解	・ 生活指導
・ 学習支援	・ 健康管理、事故防止	・ 安全指導	
(2) 外部との調整に関わること			
・ 大会等の引率	・ 練習試合等の調整	・ 保護者との連携	
・ 外部指導者との連携			
(3) その他			
・ 施設、用具管理と安全点検	・ 集金の適正管理	・ 天候への配慮	

○指導上の留意事項
(1) 指導については、可能な限り2人以上で指導に当たり、会議等で顧問が部活動に立ち会えない場合は、必ず他の顧問や外部指導者等に指導・監督を依頼するとともに、生徒への安全指導、練習内容等、適切な処置を講じる。また、緊急時の対応においても2人以上で生徒に対応する。
(2) 生徒と共に学ぶ姿勢をもち、他の指導者や書籍等から学んだり、研修会に参加したりする等、種目や指導法への理解を深める。 【各種研修会】・台東区立学校（園）普通救命講習 ・ 運動部活動指導者講習会（東京都） ・ 中学校体育連盟各専門部による審判講習会や実技研修会 ・ 中学校吹奏楽連盟による講習会 など
(3) 部員が少ない場合でも、生徒の充実した活動のために創意工夫を行う。
(4) 生徒との信頼関係を築くことに心掛け、指導・助言に当たる。
(5) 特に代表として大会等に参加できない生徒に対しても、教育的な配慮をし、意欲をもって活動できるようにする。

## 2 生徒の自主的・自発的な取組について

### ○指導上の留意事項

- (1) 科学的裏付け等及び生徒への説明と理解に基づく指導の実施
  - ・ 活動目標、指導の方針、計画、指導内容や方法等が理解できるように適切に伝える。
  - ・ 練習において「誰が・何を・いつ・どこで・なぜ（どのような目的で）、どのように行えばよいのか等」を理解させていく。
- (2) 生徒の自主的・自発的な取組について
  - ・ 自分の目標や課題を自ら設定して、その達成・解決に向けて必要な内容や方法を考えたり、調べたりして、実践につなげる。
  - ・ 主体的な取組を励ますとともに、価値付ける。
- (3) 生徒の心理面を考慮した肯定的な指導
  - ・ 生徒のよいところを見つけて伸ばしていく肯定的な指導を心掛けるとともに、改善点を指導することについては、場面に応じて適切に行っていく。指導者の感情により、指導内容や方法が左右されないように留意する。
- (4) 生徒の状況の実態把握、適切なフォローを加えた指導
  - ・ リーダーとなる生徒は心身両面で他の生徒よりも負担が掛かる場合もあるため、適切な助言その他の支援に留意する。
  - ・ 指導者が試合や練習中の指示等において、厳しい言葉を生徒に発する場面も見られるが、生徒の人格を否定したり、著しく意欲を失わせたりする言動は、不適切な指導であり、厳に慎むべきである。
- (5) 生徒間の人間関係形成、リーダー育成等の集団作り
  - ・ 生徒への目配り等により、上級生から下級生、また同級生同士の暴力行為やいじめ等のない適切な集団づくりに留意する。

## 3 体罰等の防止について

体罰は、生徒に肉体的にも精神的にも苦痛を与え、人間としての尊厳も傷付け、生徒や保護者からの信頼を一瞬にして失わせるものです。

その結果、本来行わなければならない教育活動が効果的に行えない状況になるなど、学校教育全体においても重大な問題となります。暴力行為のみならず、威圧的な言葉や態度による指導は、生徒の健全な成長に悪影響を及ぼすこともあります。体罰は、指導者と生徒との間での、**信頼関係があれば許される**との認識は大変な誤りです。どんな場面であっても、**決して体罰は許されません**。

また、部活動は学級や学年の枠を超えて生徒が自発的・自主的に集まって活動する場面が多くあります。指導者は、生徒同士の人間関係をしっかり把握し、指導していくことが必要です。

そして、日頃から生徒が不安や悩みを指導者に相談しやすい関係や体制づくりをしておくことも大切です。

○指導上の留意事項

- (1) 部活動の意義や目的を正しく理解し、あるべき姿を常に意識し、指導する。
- (2) 生徒の人間関係について、情報を収集し、状況を把握する。
- (3) 生徒が困ったことや悩みを相談しやすい体制を整える。
- (4) 学級担任との連絡・相談を適宜行い、生徒の学校生活全体を支援する。

○体罰等許されない指導

- (1) 殴る、蹴る等。また、社会通念、医・科学に基づいた健康管理、安全確保の点からは認め難い、限度を超えたような肉体的、精神的負荷を与えること。
- (2) パワーハラスメントと判断される言葉や態度による脅し、威圧・威嚇的発言や行為、嫌がらせ等。
- (3) セクシュアルハラスメントと判断される発言や行為。
- (4) 身体や容姿に関わること、人格等を侮辱・否定するような発言。
- (5) 特定の者に対して、独善的に執拗かつ過度に肉体的・精神的負荷を与えること。
- (6) メールやSNS等を通じて、個人的なやりとりを行うこと。

○PATROLしましょう 日本スポーツ協会「公認スポーツ指導者養成テキスト共通科目Ⅰ」より

プレイヤーが自立（自律）し、自ら進んで取り組めるよう“PATROL”を心がけましょう。

**Process**：「結果ではなく、経過を重視しましょう」

結果を評価するのではなく、経過を重視しましょう。どんな結果であろうとも、結果に至るまでの努力や行動があったはずです。いい結果が出た時も悪い結果が出た時も、プレイヤーと一緒に原因を考えてみましょう。

**Acknowledgement**：「承認しましょう」

プレイヤーの意思を尊重し、その行動や言動を承認することが重要です。自らの存在を認められることが、プレイヤーにとって大きな励みになるのです。

**Together**：「一緒に楽しみ、一緒に考えましょう」

何よりも指導者自身が楽しくなければ、プレイヤーも楽しくありません。プレイヤーとともにスポーツを一緒に楽しみましょう。

**Respect**：「尊敬しましょう、尊重しましょう」

年齢、性別に関係なく、すべての人を尊敬する気持ちを持ちましょう。10人いれば10人の個性が存在します。プレイヤーの個性を尊重しましょう。

**Observation**：「よく観察しましょう」

プレイヤーをよく観察しましょう。体調は万全か、悩み事はないだろうか。見ていなければわかりません。「見られている」ことでプレイヤーは安心するのです。

**Listening**：「話をよく聴きましょう」

自分が話すより、プレイヤーの話を聴く時間を多く取るように心がけましょう。指導者が「なってほしいプレイヤー」ではなく、プレイヤー自身が「なりたい」自分を意識し、気づかせるためには、プレイヤー自身にたくさん話す機会を作ってあげましょう。

## V 外部指導員及び保護者との連携

### 1 外部指導員との連携について

学校においては、大会等において高い目標を目指す生徒から、スポーツや文化、科学等を楽しみたいという生徒まで、部活動に対して求める内容は多種多様です。

また、平成29年3月14日には、スポーツ庁から「学校教育法施行規則の一部を改訂する省令の施行について」が公布され、「部活動指導員」について活用が示されました。この「部活動指導員」は、研修を受けることが義務付けられており、学校の教育計画に基づき顧問となり、部活動指導全般、大会等の引率・指導、監督業務を行うことができます。

本区においては、生徒たちにとって有意義な部活動を実現するため、部活動実技指導補助員制度における外部指導員の配置事業で、「外部指導員」を依頼し、専門的な技術指導ができる方にその指導をお願いしています。「部活動指導員」の活用に向けては、東京都教育委員会及び他地区の採用・実施状況から情報収集するとともに、適切な人材の確保や職務内容の在り方、事故の対応などの課題の解決が図れるかどうかを見極めた上で実施に向けて検討していきます。

外部指導員は、顧問が担う役割のうち、特に指導面を補助することによる効果が期待されています。外部指導員から技術指導をいただくことは、生徒たちの活動内容に対する興味や関心が高まり、もっと学びたいという意欲につながります。

#### ○指導上の留意事項

- (1) 外部指導員は、学校の方針に従って指導面の一翼を担えるよう、部活動の指導に当たる。外部指導員を活用する際には、年度当初に学校経営方針や部活動運営方針を確認し合う機会を設け、指導についての共通の留意事項を確認することが大切である。
  - ・ 保護者と直接連絡を取ることはせず、顧問教員と報告、連絡、相談を必ず行う。
  - ・ 生徒の個人情報の遵守に配慮する。
  - ・ 感情的な指導をしない。
  - ・ 学校の信頼に深く関わっていることを理解する。
- (2) 外部指導員が顧問教員に無断で練習計画を立てたり、用具を購入させたりすることはできない。練習計画の相談や連絡、生徒に関する情報交換など、顧問教員との協働体制を密にしておくことが大切である。
- (3) 外部指導員が大会等や校外への練習等に単独で引率することは、法的な整備ができるまでできない。なお、大会等のベンチ入りや審判等については、運営団体に確認をする。
- (4) 生徒理解に基づく指導や安全の確保、事故防止などは、外部指導員も学校教職員と同様の対応が必要である。

#### ○外部指導員と部活動指導員の違い

	外部指導員	部活動指導員
身分について	学校協力員	非常勤職員（区で採用）
練習について	顧問教員と共に指導	指導員単独で指導可
大会等引率について	顧問教員の同行が必要	指導員単独で引率可

## 2 保護者との連携について

部活動を充実させるためには、保護者からの理解や協力を得ることが不可欠です。部活動に対する保護者の考え方も様々であり、保護者に部活動を正しく理解してもらうことは、とても大切なことです。そのためにも、保護者の意見や願いをしっかりと把握することが大切です。

### ○指導上の留意事項

- (1) 部活動の運営方針・年間計画などを年度当初に保護者会（全体・各部）を開催し、全保護者に説明する。
- (2) 大会等への参加は、練習計画等に基づいて、早めに文書で知らせる。
- (3) 必要経費等の集金についても、上記と同様に文書で知らせるとともに、保護者の負担軽減を図る。
- (4) 毎月の活動予定や練習計画の文書や案内等を配布する。
- (5) 傷病時には必ず保護者に連絡し、適切な対応をする。

## VI 安全管理と事故防止

### 1 安全管理と事故防止について

教員は、教育活動のあらゆる場面において、常に生徒の安全確保を図る義務があります。特に、身体活動が伴う運動部活動においては、活発な活動が展開されることから、生徒の安全が確保された上で行われることが大前提です。日頃から事故防止に対する意識を高め、想定できる限りの注意を払うことが大切です。

指導上の留意事項
(1) 健康状態の把握について <ul style="list-style-type: none"><li>・ 生徒に自らの健康状態について関心や意識をもたせる。</li><li>・ 適度に休養をとることや適切な栄養の補給に留意させる。</li><li>・ 活動に際し、健康観察を適切に行い、体調が優れない生徒に対しては、無理をさせず、活動内容を制限させるか、休ませる。</li></ul>
(2) 指導面について <ul style="list-style-type: none"><li>・ 学年や個人差に十分配慮した、段階的・計画的な指導を行う。</li><li>・ 危険を伴う練習は、必ず指導者の下で実施する。</li><li>・ 準備運動及び整理運動をしっかり行う。</li><li>・ 練習の目的及び内容や効果的な練習方法を生徒に伝える。</li></ul>
(3) 施設・設備・用具の安全点検と安全管理について <ul style="list-style-type: none"><li>・ 活動場所や使用する施設、設備、用具について、使用前、使用后及び定期的な点検を行う。また、生徒にも安全確認の習慣化を図る。</li><li>・ 施設・設備、用具を正しく使用し、事故が起きないようにする。</li></ul>
(4) A E Dについて <ul style="list-style-type: none"><li>・ 校内又は活動場所にある、A E Dの保管場所を確認し、事故発生時の対応が速やかに行えるようにする。</li><li>・ 心肺蘇生法やA E Dの使用方法については、全教職員で共通理解を図り、緊急体制を確立しておく。</li></ul>
(5) 天候や気象の対応について <ul style="list-style-type: none"><li>・ 暴風（竜巻を含む）や雷、激しい雨に対して情報収集に努め、それらがあらかじめ予想される場合は、即時に練習を中止し、生徒の安全確保に努める。</li><li>・ 活動時の気象条件に十分留意する。特に、高温多湿下においては、適切な水分補給や健康観察を行い、熱中症に注意する。</li><li>・ 熱中症計等を活用するなど、活動場所の適切な環境状況を把握する。</li><li>・ 光化学スモッグが発生した場合は、直ちに屋外の活動を取りやめて、生徒を校舎内に避難させる。</li></ul>

## 2 事故の対応について

事故の予防に努めるとともに、万が一に備え、年度当初に、事故発生時の対応の仕方を全教職員で共通理解を図り、緊急体制を確立しておくことが重要です。

また、事故発生後についても、発生時同様、以下のようなことについて正しく対応できるように努めることが大切です。

### 指導上の留意事項

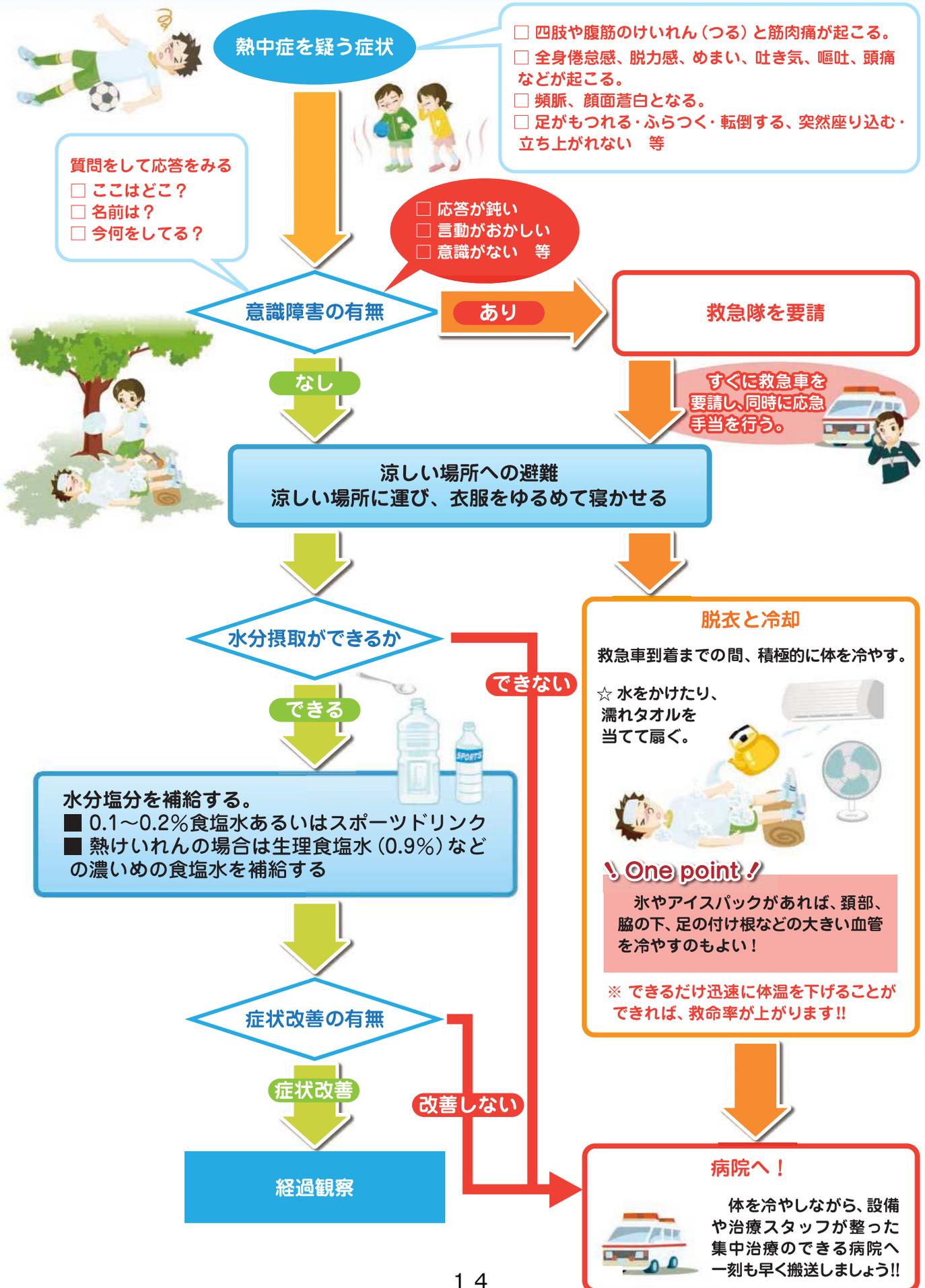
#### (1) リスクマネジメント（想定される事故等についてどう予防するか）

- ・ 事故予防に関するマニュアルの作成及び教員への周知
- ・ 顧問会議による事故予防に対するの共通理解及び再確認
- ・ A E Dの保管場所、使用方法の確認、講習会等への参加
- ・ 健康診断の確認や日頃からの生徒の健康状態、けがの状況の把握
- ・ 活動場所や使用する施設、設備、用具の安全点検
- ・ 運動部の場合、所属する生徒の能力差の把握

#### (2) クライシスマネジメント（事故等が起きたときどう対応するか）

- ・ 発生した事態や状況の把握、生徒の安全確保、傷病者の確認と応急手当、管理職への報告、他の教職員への協力要請や緊急連絡
- ・ 状況によって救急車の要請、消防署・警察・教育委員会など、関係機関との連絡・連携
- ・ 事故発生状況の正確な記録
- ・ 負傷者の立場に立った誠意ある対応、保護者への連絡と丁寧な説明、傷病者及び関係生徒へのケア
- ・ 教育委員会との連携、報道機関への対応、独立行政法人日本スポーツ振興センターへの対応
- ・ 事故の検証と再発防止に向けた取組

# 熱中症対応フロー



## VII その他

### 1 部活動の開設、休部・廃部について

部活動の運営については、長期的な視野に立って計画的に行うことが重要ですが、生徒数やそれに伴う職員数の変化などの事情により複数顧問が配置できず、部活動の休部や廃部について検討せざるを得ない状況もあり、総合的に校長の判断が必要となる場合があります。

指導上の留意事項
(1) 中学校体育連盟や吹奏楽連盟等関係団体と教育委員会は、区内における部員数の少ない競技や、合同チームについて情報を共有する。
(2) 部員数については、学校規模を基に、数年先を見据えた生徒数の動向を踏まえて検討する。
(3) 部活動の休部や廃部をする場合には、以下の点について配慮する。 <ul style="list-style-type: none"><li>・ 部員にとっては、下級生が入部しないという問題を抱えるため、現在部に所属する生徒やその保護者に対して議論の経過や検討結果などを十分に説明し丁寧に対応する。</li><li>・ 現在部に所属する生徒が、少なくとも卒業学年まで活動できるような体制を整え、合同チームや合同練習など、運営の工夫をする。</li><li>・ 必要に応じて、保護者を含めた検討組織を設け、学校と保護者が話し合う機会をつくることが望ましい。</li></ul>
(4) 新たに部活動を開設する場合も、生徒の意向や生徒数の動向、継続的な運営等について十分検討し、校長が決定する。

2 部活動実施計画表及び実績報告書（書式例）

平成31年度 部活動実施計画表（4月）

以下の数字を入力してください。  
 1: 週休日等の活動日  
 2: 週休日等の休養日  
 3: 平日の活動日  
 4: 平日の休養日

学 校 名 台東区立〇〇中学校  
 部 活 動 名 バスケットボール部  
 顧問職名・氏名 主幹教諭・〇〇 〇〇

2019	4	実施状況	休養日	開始時刻	終了時刻	活動時間	学校行事及び活動内容等
1	月	3		9:00	12:00	3:00	練習試合
2	火	4	○				
3							
4							
5	金	3		9:00	12:00	3:00	校内練習
6	土	1					
7	日	2	◎				
8	月	4	○				始業式
9	火	4	○				入学式
10	水	3		16:00	18:00	2:00	校内練習
11	木	3		16:00	18:00	2:00	校内練習
12	金	3		16:00	18:00	2:00	校内練習
13	土	1		9:00	12:00		
14	日	2	◎				
15	月	3		16:00	18:00		
16	火	3		16:00	18:00		
17	水	4	○				
18	木	3		16:00	18:00	2:00	校内練習
19	金	3		16:00	18:00	2:00	校内練習
20	土	2	◎				
21	日	1		13:00	16:00		
22	月	3		16:00	18:00	2:00	校内練習
23	火	3		16:00	18:00	2:00	校内練習
24	水	4	○				
25	木	3		16:00	18:00	2:00	校内練習
26	金	3		16:00	18:00	2:00	校内練習
27	土	2	◎				
28	日	1		9:00	12:00	3:00	校内練習
29	月	1		13:00	18:00	5:00	昭和の日 春季大会
30	火	1		13:00	18:00	5:00	国民の休日 春季大会
31							





## 平成31年度 部活動実績報告書

実施計画表(1ヶ月)に入力した内容が反映されますので、入力する必要はありません。

学 校 名 台東区立〇〇中学校  
 部 活 動 名 バスケットボール部  
 顧問職名・氏名 主幹教諭・〇〇 〇〇

	活動日数			休養日数			活動時間
	平日	週休日等	合計	平日	週休日等	合計	
4月	13	6	19	7	4	11	47:00
5月	14	4	18	5	8	13	40:00
6月							
7月							
8月				3	2	5	
9月							
10月							
11月							
12月							
1月							
2月							
3月							
年間	27	10	37	15	14	29	87:00

【引用・参考文献等一覧】

- |                                  |                    |
|----------------------------------|--------------------|
| 「中学校学習指導要領（平成29年告示）」             | 文 部 科 学 省          |
| 「中学校学習指導要領（平成29年告示）解説 保健体育編」     | 文 部 科 学 省          |
| 「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」平成30年3月 | ス ポ ー ツ 庁          |
| 「熱中症を予防しよう - 知って防ごう熱中症 - 」       | 独立行政法人日本スポーツ振興センター |
| 「公認スポーツ指導者養成テキスト共通科目 」           | 公益財団法人日本スポーツ協会     |
| 「体罰根絶に向けた総合的な対策」平成26年1月          | 東京都教育委員会           |
| 「運動部活動の在り方に関する方針」平成30年4月26日      | 東京都教育委員会           |
| 「新潟県部活動の在り方に係る方針」平成30年5月         | 新潟県教育委員会           |
| 「安全で充実した運動部活動のためのガイドライン」平成30年6月  | 千葉県教育委員会           |
| 「野田市小中学校部活動ガイドライン」平成30年3月30日     | 野田市教育委員会           |